

(第一類 第五号)

第二回國會 衆議院 文教委員會會議錄(筆記)第十二号

(五四二)

昭和二十三年六月十九日(土曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 松本 淳造君

委員 水谷 昇君 高津 正道君

柏原 義則君 圓谷 光衛君

富田 照君 田淵 寅次君

野老 誠君 松澤 兼人君

松本 七郎君 伊藤 恭一君

米田 吉盛君 黒岩 重治君

平川 篤雄君 織田 正信君

出席國務大臣

文部大臣 森戸 辰男君

出席政府委員

文部政務次官 細野三千雄君

文部事務官 清水 勤二君

文部事務官 辻田 力君

委員外の出席者

専門調査員 横田重左衛門君

六月十五日

教育委員会法案(内閣提出)(第一五二号)

同月十七日

都立新制高校区移管に関する請願

(武田キヨ君紹介)(第一四二二号)

地方教育委員会法に関する請願(齋藤晃君紹介)(第一四二二号)

同(早稲田柳右三門君紹介)(第一四二二二号)

地方教育委員会法に関する請願外一件(前田郁君紹介)(第一四三六号)

名古屋工業専門学校昇格の請願(橋本金一君外七名紹介)(第一四六五号)

の審査を本委員会に付託された。

六月十五日

小中学校整備費國庫補助の陳情書

(横浜市議會議長小澤二郎)(第五八九号)

宮城師範学校を教育大学に昇格の陳情書(宮城縣町村長會長高橋清)(第六〇一号)

廣島縣に綜合大学設置の陳情書(廣島縣賀茂郡町村長會長武則一水)(第六〇二号)

地方教育委員会法案の修正に関する陳情書(東京都千代田区一橋教育會館内日本教職員組合執行委員長代理成田喜英外一名)(第六六一号)

六・三制完全実施に関する陳情書(横浜市議會議長小澤二郎)(第六二二号)

地方教育委員会法案の修正に関する陳情書(佐賀縣教職員組合執行委員長柳川善光)(第六八五号)

六・三制完全実施に関する陳情書(中國市長會中國市議會議長會議長松江市長小林誠一)(第六八八号)

戦災私立学校復興貸付金制度存続の陳情書(大阪府都島区東野田町八丁目大阪貿易学院内大阪戦災私立中等高等学校復興連盟代表委員櫻井徳兵衛)(第六九四号)

六・三制完全実施に関する陳情書(愛媛縣知事青木重臣外二名)(第七〇九号)

都立新制高等学校を特別区教育委員会に移管反対の陳情書(東京都立青山新制高等学校校長北清太郎外二十三名)(第七二二号)

名古屋経済専門学校を名古屋大学経済学部昇格の陳情書(名古屋経済専門学校校長野本博之助外五十四名)(第七一九号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

日本学術會議法案(内閣提出)(第一二五号)

教育委員会法案(内閣提出)(第一五二号)

〔筆記〕

○松本委員長 會議を開きます。

このたび本委員会に付託になりました日本学術會議法案及び教育委員会法案を議題に供します。まず教育委員会法案に關して、政府の提案理由の説明を求めます。

教育委員会法案

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、教育が不当な支配に服することなく、國民全体に對し直接に責任を負つて行われべきであるという自覚のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする。

第二條 教育委員会の組織、権限及び職務は、この法律の定めるところによる。

(設置)

第三條 教育委員会は、都道府縣並

びに市(特別区を含む。以下同じ。)、人口二万以上の町村及び特別教育区にこれを設置する。

この法律で「都道府縣委員会」とは、都道府縣に設置する教育委員会を、「地方委員会」とは、市、人口二万以上の町村及び特別教育区に設置する教育委員会をいう。

第一項に規定する人口一以上の町村は、官報で最近に公示せられた人口に従い、政令で、これを告示する。

(権限)

第四條 教育委員会は、從來都道府縣若しくは都道府縣知事又は市町村若しくは市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)(の権限に属する教育、学術及び文化(教育)といふ。以下同じ。)(に關する事務、並びに將來法律又は政令により当該地方公共團體及び教育委員会の権限に属すべき教育事務を管理し、及び執行する。

2 大学及び私立学校は、法律に別段の定めがある場合を除くは、教育委員会の所管に属しない。

(經費の負担)

第五條 教育委員会に要する經費は、当該地方公共團體の負担とする。

第二章 教育委員会の組織

第一節 教育委員会の委員

第六條 都道府縣委員会は七人の委員で、地方委員会は五人の委員

で、これを組織する。

第三項に規定する委員を除く委員は、日本國民たる都道府縣又は市町村の住民が、これを選挙する。

委員のうち一人は、当該地方公共團體の議会の議員のうちから、議會において、これを選挙する。

(任期)

第七條 選挙による委員の任期は四年とし、二年ごとにその半数を改選する。但し、補欠委員は、前任者の残任期間に在任する。

2 前項の任期は、通常選挙の日から、これを起算する。

3 議會において選挙する委員の任期は、議員の任期中とする。

(選挙)

第八條 都道府縣又は市町村の議会の議員の選挙権又は被選挙権を有する者は、都道府縣委員会又は地方委員会の委員の選挙権又は被選挙権を有する。

第九條 現職(休職を含む。)(の教員及び別に教育職員免許に關して規定する法律に定める教育職員の免許状を有する教育委員会の職員は、教育委員会の委員の被選挙権を有しない。

第十條 國会の議員、地方公共團體の議会の議員(第六條第三項の委員たる議員を除く。)(、國家公務員及び地方公共團體の有給の職員は、教育委員会の委員を兼ねることができない。

2 都道府縣委員会の委員と、地方委員会の委員とは、これを兼ねることができない。

第十一條 通常選挙は、一年ごとに、選挙による委員の定数の半数についてこれを行う。

第十二條 委員の選挙においては、選挙区を設けず。

第十三條 委員の選挙に関する事務は、当該地方公共団体の選挙管理委員会が、これを管理する。

第十四條 都道府縣委員会の委員の選挙と、地方委員会の委員の選挙とは、これを同時に行うことができる。

第十五條 委員の選挙は、市町村の議会の議員の選挙に関する選挙人名簿により、これを行う。

第十六條 委員の候補者は、選挙人の推薦によるものでなければならぬ。

第十七條 委員の被選挙権を有する者は、同時に二つの教育委員会の委員の候補者となることができない。

第十八條 委員の候補者の届出には、供託金を要しない。

第十九條 教育委員会の委員の選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

第二十條 在任期間を異にする委員の選挙を合併して行った場合にお

いては、得票数の多い者から、在任期間の長い当選人を選ばなければならない。

第二十一條 当選人が当選を辞したとき、死亡者であるとき、又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十七條の規定により当選を失つたときは、直ちに選挙会を開き当選人にならなかつた者のうち、得票数の最も多い者から順次に、当選人を定めなければならない。

第二十二條 在任期間を異にする委員の選挙を合併して行った場合において、普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する地方自治法第五十八條の規定の適用があるときは、選挙会において、選挙長が、くじでいずれの委員候補者をもつて、在任期間の長い委員の当選人とするかを定めなければならない。

第二十三條 地方自治法第六十二條

第一項第一号から第三号までに掲げる事由が生じた場合、又は同條第一項第四号から第七号までに掲げる事由若しくは欠員が、地方自治法第六十條第一項の期限前に生じた場合において、更に選挙を行わないで当選人を定めることができないときは、更に選挙を行う。

第二十四條 地方自治法第六十二條第一項第四号から第七号までに掲げる事由若しくは欠員が、同法第六十條第一項の期限経過後に生じた場合において、当選人を定めることができないときは、教育委員会において、委員の被選挙権を有する者のうちから、すみやかに補充委員を選任する。

第二十五條 地方自治法第六十條第一項の期限経過後、議会において選挙された委員を除くすべての委員が欠けたときは、前條第一項の規定にかかわらず、補充委員の選挙を行う。

第二十六條 第六條第三項の規定による委員が欠けたときは、議会は、すみやかに委員を選挙しなければならない。

第二十七條 地方自治法第七十二條第一項に規定する都道府縣知事の選挙運動に関する規定は、委員の

選挙の選挙運動に、同條第三項の規定は、都道府縣委員会の委員の選挙に、これを準用する。但し、同條第一項で準用する衆議院議員選挙法（大正十四年法律第四十七号）第四百四十條第四項中「都議会議員選挙管理委員会又は道府縣議会議員選挙管理委員会」とあるのは、地方委員会の委員の選挙については、当該地方公共団体の「選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

第二十八條 委員の選挙については、この法律又はこれに基く政令に別段の定めがある場合を除いては、地方自治法に定める普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する規定を準用する。

第二十九條 委員の選挙権を有する者は、委員の解職の請求をすることができない。

第三十條 委員は、教育委員会の許可を得て辞職することができる。

第三十一條 地方公共団体は、委員が職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。但し、委員に報酬を支給しない。

第三十二條 委員の宣誓、法令等に

従う義務及び服務に関しては、別に地方公共団体の職員に関して規定する法律で、これ定める。

第二節 教育委員会の会議

第三十三條 教育委員会は、委員のうちから、委員長及び副委員長各一人を選挙しなければならない。

第三十四條 教育委員会の会議は、委員長が、これを招集する。

第三十五條 教育委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

第三十六條 委員の費用弁償

第三十七條 地方公共団体は、委員が職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。但し、委員に報酬を支給しない。

第三十八條 委員の宣誓、法令等に

従う義務及び服務に関しては、別に地方公共団体の職員に関して規定する法律で、これ定める。

第二節 教育委員会の会議

第三十三條 教育委員会は、委員のうちから、委員長及び副委員長各一人を選挙しなければならない。

第三十四條 教育委員会の会議は、委員長が、これを招集する。

第三十五條 教育委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

第三十六條 委員の費用弁償

第三十七條 地方公共団体は、委員が職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。但し、委員に報酬を支給しない。

第三十八條 委員の宣誓、法令等に

従う義務及び服務に関しては、別に地方公共団体の職員に関して規定する法律で、これ定める。

第二節 教育委員会の会議

第三十三條 教育委員会は、委員のうちから、委員長及び副委員長各一人を選挙しなければならない。

第三十四條 教育委員会の会議は、委員長が、これを招集する。

第三十五條 教育委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

第三十六條 委員の費用弁償

第三十七條 地方公共団体は、委員が職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。但し、委員に報酬を支給しない。

第三十八條 委員の宣誓、法令等に

従う義務及び服務に関しては、別に地方公共団体の職員に関して規定する法律で、これ定める。

第二節 教育委員会の会議

第三十三條 教育委員会は、委員のうちから、委員長及び副委員長各一人を選挙しなければならない。

第三十四條 教育委員会の会議は、委員長が、これを招集する。

第三十五條 教育委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

第三十六條 委員の費用弁償

第三十七條 地方公共団体は、委員が職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。但し、委員に報酬を支給しない。

第三十八條 委員の宣誓、法令等に

従う義務及び服務に関しては、別に地方公共団体の職員に関して規定する法律で、これ定める。

第二節 教育委員会の会議

第三十三條 教育委員会は、委員のうちから、委員長及び副委員長各一人を選挙しなければならない。

第三十四條 教育委員会の会議は、委員長が、これを招集する。

第三十五條 教育委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

しなければならない。
3 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限り、これを招集する。
4 会議招集の告示後に急施を要する事件があるときは、前條第三項及び前項の規定にかかわらず、直ちに、これを会議に付議することができる。

(会議の定足数)
第三十六條 教育委員会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。但し、同一の事件につき再度招集しても、なお半数に達しないときは、この限りでない。

(会議の公開)
第三十七條 教育委員会の会議は、これを公開する。但し、委員の発議により、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 前項の委員の発議は、討論を行わないで、その可否を決しなければならない。

(議決の方法)
第三十八條 教育委員会の議事は、出席委員の過半数で、これを決する。

(議事參與の制限)
第三十九條 教育委員会の委員は、自己又は配偶者若しくは三親等以内の親族の一人上に関する事件については、その議事に參與することができない。但し、会議に出席し、發言することができ。

(會議規則)
第四十條 教育委員会は、會議規則及び傍聴人規則を設けなければならない。

第一類第五号 文教委員会議錄 第十二号 昭和二十三年六月十九日

らない。
2 この法律に別段の定がある場合を除いては、教育委員会の会議に関する事項は、會議規則でこれを定めることができる。

第三節 教育長及び事務局
第四十一條 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、別に教育職員免許に關して規定する法律の定める教育職員の免許状を有する者のうちから、教育委員会が、これを任命する。

3 教育長の任期は、四年とする。但し、再任することができる。

第四十二條 教育長は、教育委員会の指揮監督を受け、教育委員会の処理するすべての教育事務をつかさどる。

(事務局)
第四十三條 教育委員会の職務権限に關する事項に關する事務を處理させるため、教育委員会に事務局を置く。

(事務局の部課)
第四十四條 都道府縣委員会の事務局には、教育委員会規則の定めるところにより、必要な部課を置く。但し、教育の調査及び統計に關する部課並びに教育指導に關する部課は、これを置かなければならない。

2 地方委員会の事務局には、教育委員会規則の定めるところにより、必要な部課を置くことができる。

(事務局の職員)
第四十五條 都道府縣委員会の事務局に、指導主事、教科用図書の検定又は採択、教科内容及びその取扱、建築その他必要な事項に關する専門職員並びにその他必要な事務職員を置く。

2 地方委員会の事務局には、都道府縣委員会の事務局に準じて必要な職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数は、当該地方公共団体の條例で、これを定めなければならない。

4 第一項及び第二項の職員並びに学校の事務職員は、教育長の推薦により、教育委員会が、これを任命する。

第四十六條 指導主事は、教員に助言と指導を與える。但し、命令及び監督をしてはならない。

第四十七條 教科用図書の検定又は採択、教科内容及びその取扱、その他特殊な事項に關する専門職員には、教員をもつて、これに充てることができる。但し、その期間中は、教員の職務を行わないことができる。

第三章 教育委員会の職務権限
(教育委員会の所管)
第四十八條 都道府縣委員会は、都道府縣の設置する学校その他の教育機関を、地方委員会は、当該地方公共団体の設置する学校その他の教育機関をそれぞれ所管する。

(教育委員会の事務)
第四十九條 教育委員会は、教育長の助言と推薦により、左の事務を行う。

一 学校その他の教育機関の設置及び廃止に關すること。
二 学校その他の教育機関の運営及び管理に關すること。
三 教科内容及びその取扱に關すること。
四 教科用図書の採択に關すること。

五 教育公務員の任免等に關する法律(昭和二十三年法律第...号)の規定に基き、校長及び教員の任免その他の人事に關すること。
六 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に關すること。
七 教員その他の教育関係職員の組織する労働組合に關すること。

八 学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更並びに校舎その他の建物の營繕、保全の計画及びその実施の指導に關すること。
九 教員その他の設備の整備計画に關すること。

十 教育委員会規則の制定又は改定に關すること。
十一 委員会の所掌に係る歳入歳出予算に關すること。
十二 教育目的のための基本財産及び積立金の管理に關すること。

十三 教育事務のための契約に關すること。
十四 社会教育に關すること。
十五 校長、教員その他教育職員の研究に關すること。
十六 証書及び公文書類を保管すること。

十七 教育の調査及び統計に關すること。
十八 その他法律に別段の定めのない、その所轄地域の教育事務に關すること。

第五十條 都道府縣委員会は、教育長の助言と推薦により前條各号に掲げる事務を行う外、左の事務を行う。

一 別に教育職員の免許に關して規定する法律の定めるところに従い、教育職員の免許状を發行すること。
二 文部大臣の定める基準に従い、都道府縣内のすべての学校の教科用図書の検定を行うこと。
三 地方委員会に対し、技術的、専門的な助言と指導を與えること。

四 特別教育区の設置又は区域の変更に關すること。
五 高等学校の通学区域の設定又は変更に関する事項。
六 その他法令により、その職務権限に屬する事項。

第五十一條 特別区の教育委員会については、第四十九條第一項第三号及び第四号の規定は、これを適用せず、都教育委員会が、これを行う。

(教育委員会規則)
第五十二條 教育委員会は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に屬する事務に關し教育委員会規則を制定することができる。

2 教育委員会規則は、一定の公告式により、これを告示しなければならない。

三

(通学区域の設定)

第五十三條 都道府縣委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、その所轄の地域を教箇の通学区域に分ける。但し、必要がある場合には、生徒の就学につきこれを調整することができ

(報告書の提出)

第五十四條 都道府縣委員会は、地方委員会に対し、文部大臣は、都道府縣委員会及び地方委員会に対し、各所轄区域の教育に関する年報その他必要な報告書を提出させることができる。

2 法律に別段の定がある場合の外、文部大臣は、都道府縣委員会及び地方委員会に対し、都道府縣委員会は、地方委員会に対して指揮監督をしてはならない。

(予算の編成)
第五十五條 教育委員会は、毎会計年度、その所掌に係る歳入歳出の見積りに関する書類を作成し、これを地方公共団体における予算の統合調整に供するため、地方公共団体の長に送付しなければならない。

第五十六條 地方公共団体の長は、毎会計年度、歳入歳出予算を作成するに当つて、教育委員会の送付に係る歳出見積を減額しようとするときは、あらかじめ教育委員会の意見を求めなければならない。

第五十七條 地方公共団体の長は、教育委員会の歳出見積を減額した場合においては、教育委員会の送付に係る歳出見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記すると

ともに、地方公共団体の議会が教育委員会の送付に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならない。

(予算の執行)

第五十八條 地方公共団体の議会において予算を議決したときは、地方公共団体の長は、教育委員会の所掌に係る予算を、当該教育委員会に配当しなければならない。

第五十九條 教育委員会は、その所掌に係る予算について、その配当の範囲内で、支出を出納長又は收入役に命合する。

(議会の議決を経るべき事件)

第六十條 教育委員会は、法令により地方公共団体の議会の議決を経るべき事件のうち、左のものに関する議案の原案を、地方公共団体の長に送付する。
一 教育目的のための基本財産及び積立金の設置、管理及び処分に関する事。
二 教育事業のための地方債に関する事。
三 授業料その他教育に関する使用料及び手数料に関する事。

第四三十一條第二項、第四十五條第三項及び第六十九條第二項に規定する條例の制定又は改廃に関する事。
第六十一條 地方公共団体の長は、前條各号の事件につきその議案を地方公共団体の議会の議決に付するに当つて、教育委員会の送付に係る原案を修正しようとするときは、あらかじめ教育委員会の意見を求めなければならない。

第六十二條 地方公共団体の長は、教育委員会の送付に係る原案を修正した場合においては、その議案に教育委員会の送付に係る原案及び教育委員会の意見を附記しなければならない。

第六十三條 委員が、すべて欠けて、第二十五條第二項の規定によることができない場合には、教育委員会の行う事務は、教育長が、これを行う。
2 前項の規定による処理については、教育長は、次の会議において、これを教育委員会に報告しなければならない。

(教育長の代理執行)

第六十四條 人口一万以下の町村は、教育目的のために市又は人口一万以上の町村と、若しくは人口一万以下の町村のみで、市町村の一部事務組合を設けるものとす

2 前項の市町村の一部事務組合は、これを特別教育区と称する。
3 第一項の特別教育区のうち、人口二万以下の町村のみで設けるものは、その人口は一万以下であつてはならない。

(特別教育区)

第六十五條 前條に規定する特別教育区の設置は、都道府縣委員会が、町村の議会又は町村の議会及び市の教育委員会とはかつて、これを行う。
第六十六條 特別教育区の議会の議員は、特別教育区を構成する市町村の議会が、議員のうちから、こ

れを選挙する。

2 前項の規定により、市町村の議会が選挙する議員の定数は、市町村の議会が、これを定める。
3 特別教育区の議会の議決については、前項に規定する議員の定数にかかわらず、各市町村は、一つの表決権を有するものとする。

第六十七條 特別教育区の教育委員会の委員の選挙に関する事務は、都道府縣選挙管理委員会が、これを管理する。
第六十八條 特別教育区の実施に關して必要な事項は、別に政令で、これを定めることができる。

第五章 雜則

(学校の他の教育機関の職員)
第六十九條 都道府縣及び市町村に校長、教員及び学校の事務職員を置く。
2 校長、教員及び学校の事務職員の定数は、法律又は政令に別段の定がある場合の外、当該地方公共団体の條例で、これを定めなければならない。

3 校長及び教員の身分に關しては、この法律に別段の定があるものを除く外、教育公務員の任免等に関する法律の定めるところによる。
教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関に、必要な職員を置く。

(教育職員等の身分取扱)
第七十條 教育委員会の任命に係る教育職員のうち、別に教育職員の免許に關して規定する法律の定める教育職員の免許状を必要とする職員は、この法律により初めて

法律に定めるものを除く外、教育公務員の任免等に関する法律の定めるところによる。

2 前項以外の職員の身分取扱に關しては、この法律に定めるものを除く外、別に地方公共団体の職員に關して規定する法律の定めるところによる。
(職員の給與)
第七十一條 前條第二項に規定する職員の給與に關しては、地方自治法第八章に規定する地方公共団体の長の補助機関たる職員の給與に關する規定を準用する。

第七十二條 この法律は昭和二十三年七月一日から、これを施行する。
第七十三條 特別教育区の設置は、昭和二十五年七月三十一日まで、これを行わなければならない。

附則

第七十四條 人口一万以上の町村及び特別教育区に設置される教育委員会の委員の最初の選挙は、昭和二十五年十月三日に、これを行う。

第七十五條 この法律施行後都道府縣又は市の教育委員会が成立するまでの間、教育委員会の職務権限は、従来都道府縣知事又は市長の権限に属する範囲内において、それぞれ都道府縣知事又は市長がこれを行う。但し、市の教育委員会の職務権限に關しては、第四十九條第三号から第五号までに掲げる事務は、都道府縣知事がこれを行う。

第七十六條 この法律により初めて

行都道府縣又は市の教育委員会
の委員の選挙は、昭和二十三年十
月五日に、任期四年の委員の選挙
と、任期二年の委員の選挙とをそ
れぞれ一つの選挙で合併して、こ
れを行う。

第七十七條 前條の選挙が行われた
ときは、都道府縣知事又は市長
は、七日以内に、教育委員会の会
議を招集しなければならない。

2 前項の会議の開催をもつて、教
育委員会が、成立するものとす
る。

第七十八條 教育委員会が成立した
場合においては、その成立の日か
ら、都道府縣知事にあつては三十
日以内、市長にあつては二十日以
内に、第四條に規定する事務を当
該教育委員会に引き継がなければ
ならない。

第七十九條 前條の規定による事務
引継の場合においては、都道府縣
知事又は市長は、書類、帳簿及び
財産目録を調整し、処分未了若し
くは未着手の事項又は將來企画す
べき事項については、その処理の
順序及び方法並びにこれに対する
意見を記載しなければならない。

第八十條 前二條に規定するもの
外、第七十八條による教育委員会
の事務引継に関しては、地方自治
法施行令(昭和二十二年政令第十
六号)第四章第一節に規定する普
通地方公共団体の長の事務引継に
関する規定による。

第八十一條 昭和二十三年十月五日
に都道府縣の教育局部の長及びそ
の職員並びに市の教育に関する事
務主管の長の地位にある者及びそ

の職員は、それぞれ現にある級及
び現に受ける号俸に相当する給料
をもつて、都道府縣又は市の教育
委員会の教育長又は事務局の職員
に、任用されたものとみなす。

2 前項の教育長の在任期間は、昭
和二十四年三月三十一日までとす
る。

第八十二條 教育委員会は当分の
間、第四十一條に規定する教育長
の資格を有する者を得ることがで
きないときは、その資格を有しな
い者のうちから、教育長を任命す
ることができる。

2 前項の教育長の任期は、これを
一年とする。

第八十三條 都道府縣又は市の従前
の條例又は規則のうち教育に関す
るものは、これをこの法律に基い
て設けた條例又は教育委員会規則
とみなす。

第八十四條 この法律施行の際にお
ける公共学校の校長、教員及び学
校の事務職員の各級別の定数は、現
に公立学校官制(昭和二十一年勅
令第二百十三号)の規定による地
方教育又は地方事務官たる者の定
員による。

2 前項の定数は、第六十九條第二
項の條例で、これを設けたものと
みなす。

第八十五條 この法律に別段の定が
あるものを除く外、第七十條第二
項に規定する職員の職階制、試
験、任免、給與、能率、分限、懲
戒、保障、服務その他身分取扱に
関しては、別に地方公共団体の職
員に關して規定する法律が定めら
れるまでの間、都道府縣又は市の

事務吏員に關する規定による。但
し、政令で特別の規定を設けるこ
とができる。

第八十六條 公立学校の事務職員で
地方事務官たる者の職階制、試
験、任免、給與、能率、分限、懲
戒、保障、服務その他身分取扱に
關しては、別に地方公共団体の職
員に關して規定する法律が定めら
れるまで、従前の公立学校の地方
事務官に關する各相当規定を準用
する。但し、政令で特別の規定を
設けることができる。

第八十七條 この法律施行の際、現
に公立学校の事務職員で地方事務
官たる者は、この法律若しくはこ
れに基く政令又は他の法律で別
に定めるものを除く外、それぞれ
現にある級及び現に受ける号俸に
相当する給料をもつて当該公立学
校の事務職員に任用され、引き統
き現にある職に相当する職に補せ
られたものとす。

第八十八條 この法律施行の際、現
に公立学校の事務職員で地方事務
官たる者が、引き続き当該公立学
校の事務職員となつた場合には、
これを従前の身分のまま勤続する
ものとみなし、当分の間、これに
恩給法(大正十二年法律第四十八
号)の規定を準用する。この者が
当該公立学校の事務職員から更に
官吏となつた場合には、恩給法の
適用については、その当該地方公
共団体の職員としての在職期間
は、これを公務員としての在職年
に通算する。

第八十九條 第四條の大学には、当
分の間、学校教育法昭和二十二

年法律第二十六号)第九十八條の
規定により従前の学校として存続
する高等学校、大学予科、専門学
校及び教員養成諸学校を含むもの
とする。

第九十條 教科用図書は、第四十九
條第四号及び第五十條第二号の規
定にかかわらず、用紙割当制が廃
止されるまで、文部大臣の検定を
経た教科用図書又は文部大臣にお
いて著作権を有する教科用図書の
うちから、都道府縣委員会が、こ
れを採択する。

第九十一條 人口一万以上の町村及
び特別教育区に教育委員会が設置
されるまでの間、町村の教育に関
する事務は、従来町村又は町村長
の権限に屬するものを除く外、都
道府縣委員会が、これを所管する。

第九十二條 人口十人以上の町村及
び特別教育区に設置される教育委
員会の成立に關しては、市の教育
委員会の成立の場合の例による。

第九十三條 地方学事通則(大正三
年法律第十三号)は、これを廃止
する。

第九十四條 特別教育区が設けられ
るまでの間、教育事務のために設
ける市町村の一部事務組合は、こ
れを市町村学校組合と稱する。

2 市の加入する市町村学校組合に
あつては、その執行機関として、
教育長をもつてこれに充てること
ができる。

第九十五條 地方学事通則に規定す
る学区の財産は、同法第四條の規
定に従い、昭和二十三年十二月三
十一日まで、これを処分する。

第九十六條 教科書の発行に關する

臨時措置法(昭和二十三年法律第
九号)の一部を、次のように改
正する。第五條第一項、第六條第
一項及び第二項、並びに第七條第
一項及び第二項中「都道府縣知事」
を「都道府縣の教育委員会」に、第
七條中「國立の学校の長」を「市町
村又は特別教育区の教育委員会、
國立及び私立の学校の長」に改め
る。

第九十七條 学校教育法の一部を次
のように改正する。

第二十九條、第三十一條、第三
十二條及び第七十四條中「その議
会の議決を経て、」を創る。

第三十四條中「公立又は」を創る。
第三十條、第三十一條及び第三
十三條中又は町村学校組合を創
る。

第九十八條 地方自治法の一部を次
のように改正する。

第二百一十一條中「監査委員及び
市町村の公安委員会の委員」を「監
査委員、市町村の公安委員会の委
員及び教育委員会の委員」に改め
る。

第二百二十五條中「監査委員又は
当該市町村の公安委員会を」監査

五

委員、当該市町村の公安委員会及び教育委員会に改める。

第百五十八條中「四 教育局(一)教育學藝に関する事項」及び「三 教育部(一)教育學藝に関する事項」を削る。

第百七十三條第一項中「技術吏員及び教育吏員」及び「技術吏員」に改め、同條第四項を削る。

○森戸國務大臣 今回政府より提出いたしました教育委員会法案につきましては、その提案の理由及び本法案制定について、政府のとりました根本方針を御説明いたします。

まず、本法案が制定されるに至りました経緯を御説明いたします。

各種の教育刷新の施策の一つとして、終戦後間もなく、教育行政、特に地方教育行政の在り方について改革の必要が叫ばれ、政府におきましても、慎重に研究を重ねたのでありますが、教育刷新委員会におきましても、教育行政の改革を、わが國教育民主化の一重要支柱と考えられ、慎重審議の結果、これに関する建議を内閣総理大臣あて提出いたしました。また米國教育使節團報告書にも、教育行政の改革について、きわめて有意義な勧告が提出されておるのであります。一方、昨年三月三十一日公布施行されました教育基本法は、その第十條におきまして、「教育は、不当な支配に服することなく、國民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。」教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要なる諸條件の整備確立を目標として行われなければならない

い。一と、規定いたしてありますが、教育基本法は教育憲法あるいは教育宣言とも申すべき性格を有する法律でありますので、教育行政改革の方針は、前述の規定に基きまして、その方向づけがなされたものと考えられます。

教育刷新委員会の建議の趣旨、米國教育使節團報告書に示された貴重な勸告及び教育基本法の規定する方針に基きまして、政府において関係各方面と連絡の上、慎重研究の結果、地方教育行政に関する根本的改革を企図する本法案を提出するに至つた次第であります。

次に、今回のこの法律案を制定するにあつて、政府のとりました地方教育行政改革の根本方針につきまして、申し述べたいと思つております。

教育の目的は、個人の尊厳を重んじ、眞理と平和を希求する人間の育成を期するにあることが、教育基本法で宣言されておりますが、この教育の目的を達成するために、行政が民主主義一般の原理の下に立つ在り方として、権限の地方分権を行い、その行政は公正な民意に即するものとし、同時に制度的にも、機能的にも、教育の自主性を確保するものでなければならぬのであります。

て、これが實際上の具体的運営は、これら委員会の手に委ねることとしたのであります。

次に、前述の地域に設けられる教育委員会の委員の選任方法は、一般公選といたしまして、地方住民の教育に対する意思を公正に反映せしめることによつて、教育行政の民主化を徹底いたすこととしました。従つて地方の教育は、國の基準に従つて、地方民の代表者の手によつて、その地方の事情に即して行われることとなるわけでありま

す。最後に、教育の本質的使命と、従つてその運営の特殊性に鑑みまして、教育が不当な支配に服さぬためには、その行政機関も自主性を保つような制度的保障を必要といたします。教育委員会は、原則として、都道府縣、または市町村における独立の機関であり、知事または市町村長の下に属しないのであります。直接國民にのみ責任を負つて行われるべき教育の使命を保障する制度を確立することにいたしました。

以上三つの眼目が本法案制定にあつて、この法案は、すでに実施を見ております新学制を初め、その他の教育刷新に関する諸施策を急速に促進するとともに、他面、後に続く諸改革の強力な支柱となるべき重要な意義をもつものであります。

この法律は一應本年七月一日より施行いたしますが、目下実施途上の六・三制の完成及び地方財政の事情に鑑みまして町村及び特別教育区については、その実施をなお二箇年延期いたすことになつてあります。従つて本年は都

道府縣と市及び東京都の特別区の教育委員会のみ実施いたしました。これらの委員会の委員の第一回の選挙は、本年十月五日に行うことになつております。何とぞ慎重に審議の上、御可決あらんことをお願い申し上げる次第でございます。

なおこのあと辻田調査局長より補足説明をいたすことになつております。○辻田政府委員 先だいま文部大臣から、教育委員会法案制定の経緯と、その根本方針につきまして、御説明がございましたが、私からこの法案の内容につきまして、重要な事項を中心に、概要を順次御説明いたしたいと思います。

まずこの法案は五章に大別され、七十二箇條の本文と二十七箇條の附則で、合計九十八箇條より成つております。

第一章は總則といたしまして、第一條にこの法律の目的たる教育委員会設置の理由を規定いたしてありますが、これはただいま大臣から御説明のあつたように、この法律の根本方針と同一の趣旨と考えられます。第三條は教育委員会の設置の範囲を規定してあります。そのうち人口一万人以下の町村については、町村の十部事務組合の十種で、この教育委員会を置くのであります。人口一万人以上のきめ方は、別に政令で告示いたすつもりであります。なお本年度は、都道府縣と東京都の特別区と市にだけ、教育委員会を置き、その他の地域の教育委員会については、二年間の実施を延ばすことといたしました。これについては、附則の第七十三條及び第七十四條で規定してあります。

第四條では教育委員会の権限につき、包括的に規定してありますが、地方公共團體及びその長の権限に属していた教育學術及び文化に関する事務と、將來法律または政令により、地方公共團體及びその教育委員会の権限に属すべきこれら前述の事務を、教育委員会は管理し、また執行するのであります。ただ大学と私立学校については、これらに関する別の法律で特別に教育委員会の権限とされるものを除いて、原則としては教育委員会の所管外とするのであります。

第二章は、教育委員会の組織についての規定であります。さらに委員会委員、委員会の会議、それに教育長及び事務局に関する三節に分れております。

まず第一節は、第六條で委員の定数は、都道府縣委員会にあつては七人、地方委員会にあつては五人と規定いたしまして、そのうち一人は当該都道府縣または市町村の議会の議員のうちから選挙いたし、他の委員は都道府縣または市町村の日本國民たる住民が、これを直接に選挙することになつております。第七條、委員の任期は四年といたしてありますが、執行機関であるために委員全部が一時に交代することを避け、政策の一貫性をはかるため、二年ごとに半数交代することになつてあります。

別規定のみをここに規定してあります。そのおもなるものに、被選挙権の制限として委員会の本旨に鑑みまして、現職の教員と専門的な教育関係の職員を除外すること、候補者はすべて選挙人六十人以上の推薦とすること、いわゆる再選挙、補欠選挙をできるだけ避ける趣旨から、当選人の比較多数制を補充委員の選任という規定を設けたこと等であり、第二十九條は、地方公共団体の議会の議員解職請求の例にならつた規定であります。第三十一條で、委員は、実費弁償を受けることができず、報酬はこれを受けな

いことになつております。第二節は委員会の会議について規定してありますが、定例会は毎月一回これを開くこととし、会議は國民の面前で明るく公正に行ふ趣旨からして、開催場所、日時、議案の予告と会議の公開を規定してあります。会議の公開を規定してあります。会議の定足数は在任委員の半数以上としたしまして、委員会開催を容易にすること、会議規則を設けるべきこと等を規定してあります。

第三節は教育長及び事務局について規定してあります。第四十一條に規定する教育長とは、一般公選による委員が素人たることを予想されるのと相対照する教育行政の専門家であり、従つて、一定の資格を有することが要求されてあります。なお暫定的には附則で、その任用の範囲を規定してあります。その任期は四年で教育委員が任命いたします。教育委員会には事務局が置かれますが、その部課は適宜に定めることとしてあります。ただ仕事の重要性和専門性に鑑みまして、

調査統計に関する部課と、教育指導に関する部課とを設置すべきことを規定してあります。さらに事務局に置かれる職員の種類、任務等につきこの節に規定してあります。

第三章では、委員会の職務権限について定めてあります。第四十八條では所管範囲、第四十九條では委員会の取扱う事務のうち、おもなものを列挙してあります。学校その他の教育機関の設置管理、教員人事、教育内容、教育予算、社会教育等がおもなるものであります。これは、都道府県と市町村との委員会に共通の事務であります。都道府県委員会に、このほかに特別な事務を行うことが第五十條で規定してあります。第五十二條で教育委員会規則と称する、規則の制定権が委員会に附與されてあります。第五十五條から第五十九條までは、教育費の編成と執行とについての規定であります。教育費を地方の一般財源に仰ぎつつ、なお教育費の保障をはかるために、大體最高裁判所等の予算編成に関する場合にならつたわけであり、

第六十條から第六十二條までは、地方公共団体の経費負担に関する事項は、その意思機関である議会の決定にまつ必要があり、特に収入支出の均衡に關係するため、これらに関する事項をまとめて規定したものであります。なお新制高等学校の普及と、その機会均等ををはかるための措置として、府縣内を数箇の通学区域に分けることとし、その規定を第五十三條で、また國と地方を通ずるいわゆる統的關係につきまして、年報その他必要な報告書の提出という形で行ふこととしたし、これに関する規定を第五十四條でそれ

ぞれ規定いたしてあります。

第四章は、特別教育区に関する特別規定であります。近代教育の發達は、特に学校教育を高度とし、複雑化したしまして、人的物的施設の量質両面の充実を要求してまいつてあります。このことは、同時に教育行政の基礎單位として、一定の廣さと充実をもつた地域が必要であり、この観点から見て、

わが國の町村中には、教育行政の基礎單位として狭少かつ新たな教育の使命に耐えないものがあると思われるのであります。従つて、一定の規模にこれらの町村を合せて、教育行政の單位とするのが特別教育区の考へ方であり、特別教育区に、その行政機關として教育委員会を置くことは第三條に規定してあり、地方委員会としてその組織及び権限は同様であり、なお補充すべき規定を本章で規定してあります。さきにも申し述べましたように、特別教育区については二年後に実施することにしたしてあります。

第五章は雜則として、校長、教員、学校の事務職員及び教育委員会の職員の身分取扱いに関する規定を定めてあります。附則は、この法律の施行について必要な事項や、経過規定をまとめて定めてあります。そのおもなものは、第一、この法律の施行期日は、本年七月一日、第一回の委員の選挙は本年十月五日に行ふこと、第二、町村及び特別教育区の教育委員会の実施は二年後であること、第三は、法律施行から選挙を経て委員会成立までの経過規定、第四は、知事または市町村長から教育委員会の事務引継ぎの規定、第五は、身分

關係の措置、第六は、この法律の実施に伴つて学校教育法、地方自治法等の改正を要する点についての改正規定であります。大體主要な点につきまして概略を御説明申し上げた次第であります。

○松本委員長 次に日本学術会議法案の提案理由の説明を求めます。

日本学術会議法案

日本学術会議法

日本学術会議は、科学が文化國家の基礎であるという確信に立つて、科学者の總意の下に、わが國の平和の復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄與することを使命とし、ここに設立される。

第一章 設立及び目的

第一條 この法律により日本学術会議を設立し、この法律を日本学術会議法と稱する。

第二條 日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする。

第三條 日本学術会議に関する経費は、國庫の負担とする。

第二條 日本学術会議は、わが國の科学者の内外に対する代表機關として科学の向上發達を図り、行政、産業及び國民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

第二章 職務及び権限

第三條 日本学術会議は、獨立して左の職務を行う。

- 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

第四條 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。

一 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分

二 政府所管の研究、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針

三 特に専門科学者の検討を要する重要施策

四 その他日本学術会議に諮問することを適當と認める事項

第五條 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。

- 一 科学の振興及び技術の發達に関する方策
- 二 科学に関する研究成果の活用に関する方策
- 三 科学研究者の養成に関する方策
- 四 科学を行政に反映させる方策
- 五 科学を産業及び國民生活に浸透させる方策
- 六 その他日本学術会議の目的の遂行に適當な事項

第六條 政府は、日本学術会議の求に應じて、資料の提出、意見の開陳又は説明をすることができる。

第三章 組織

第七條 日本学術会議は、選挙されたる二十人の日本学術会議委員(以下委員という。)をもつて、これを組織する。

二 委員の任期は、三年とする。但し、再選を妨げない。

三 委員には、手当を支給すること

ができる。

第八條 日本学術会議に、会長一人及び副会長二人を置く。

2 会長は、会員の互選によつてこれを定める。

3 副会長は、人文科学部門又は自然科学部門に属する会員のうちから、それぞれ一人を全部の会員の互選によつて定める。

4 会長及び副会長の任期は、会員としての在任期間とする。但し、再選を妨げない。

5 会長又は副会長が欠員となつたときは、新たにこれを互選する。

第九條 会長は、会務を総理し、日本学術会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の指名により、いずれかの一人が、その職務を代理する。

第十條 日本学術会議に、左の区分により、左の七部を置く。

人文科学部門
第一 部(文学、哲学、史学)
第二 部(法学、政治学)
第三 部(経済学、商学)
自然科学部門
第四 部(理学)
第五 部(工学)
第六 部(農学)
第七 部(医学、歯学、薬学)

第十一條 会員は、前條に掲げる部のいずれかに分属するものとし、各部の定員は、それぞれ三十人とする。

2 各部の定員は、別表の定めるところにより、これを全區区定員と地方区定員とに、全區区定員は、これを専門別定員にかかわらない

定員とに分ける。

3 地方区定員は、各地方区において選出された会員一人ずつで、満たされるものとする。

第十二條 各部に、部長及び副部長各一人並びに幹事二人を置き、その部に属する会員の互選によつて、これを定める。

2 第八條第四項及び第五項の規定は、部長、副部長及び幹事について、これを準用する。

第十三條 部長は、部務を掌理する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 幹事は、部長の命を受け、部務に従事する。

第十四條 日本学術会議に、その運営に関する事項を審議させるため、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、会長、副会長、部長、副部長及び幹事をもつて、これを組織する。

第十五條 日本学術会議に、常置又は臨時の委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の委員には、手当を支給することができる。

第十六條 日本学術会議に、事務局を置き、日本学術会議に関する事務を処理させる。

2 事務局に、政令の定めるところにより、局長その他所定の職員を置く。

3 前項の職員中、局長並びに一級及び二級の官吏の任免は、会長の申出を考慮して内閣総理大臣がこれを行い、三級官吏以下の任免

は、局長がこれを行う。

第四章 会員の選挙
第十七條 科学者であつて、左の資格の一を有する者は、会員の選挙権及び被選挙権を有する。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学卒業後二年以上の者

二 旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校、旧師範教育令(昭和十八年勅令第九号)による教員養成諸学校又はこれ等の学校と同等以上の学校、養成所等を卒業後四年以上の者

三 その他研究歴五年以上の者

前項の科学者は、科学又は技術の研究者であつて、研究論文若しくは業績報告又はこれに代るべき所属の学会若しくは研究機関の責任者の証明により、研究者であることが証明される者でなければならぬ。

第十八條 前條の規定により選挙権を有する者(以下有権者という)は、事務局に備えた各部ごとの名簿に登録しなければ、選挙権を行使することができない。

第十九條 会員の選挙は、全區区と地方区とに分け、各部ごとに、同時に、これを行う。

第二十條 日本学術会議に、選挙管理会を設け、有権者の資格審査、選挙の実施、投票の効力の決定その他選挙に関する事務を行わせる。

第二十一條 前四條に定めるものの外、会員の選挙に関して必要な事項は、日本学術会議の定める選挙

規則で、これを定める。

第五章 会議
第二十二條 日本学術会議の会議は、総会、部会及び連合部会とする。

2 総会は、日本学術会議の最高議決機関とし、年一回会長がこれを招集する。但し、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。

3 部会は、各部に関する事項を審議し、部長がこれを招集する。

4 連合部会は、二以上の部門に関する事項を審議し、関係する部の部長が、共同してこれを招集する。

第二十三條 総会は、会員の二分の十以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 総会の議決は、出席会員の多数決による。

3 部会及び連合部会の会議については、前二項の規定を準用する。

第六章 日本学士院
第二十四條 日本学術会議に、学術上の功績顯著な科学者を優遇するために、日本学士院を置く。

2 日本学士院は、学術の研究を奨励するため、特にすぐれた論文、著書その他特定の研究業績に対して授賞することができる。

3 日本学士院は、日本学士院会員をもつてこれを組織する。

4 日本学士院会員の数は、百五十人とし、日本学術会議がこれを選定する。

5 日本学士院会員は、終身とする。

6 日本学士院会員には、予算の範囲内で、内閣総理大臣の定めると

ころにより、年金を支給することができる。

第七章 雑則
第二十五條 会員は、病氣その他やむを得ない事由があるときは、総会の議決によつて退職することができる。

第二十六條 会員に、会員として不適当な行爲があるときは、総会における出席会員三分の二以上の議決によつて退職させることができる。

第二十七條 会員に欠員を生じたときは、全區区、地方区ともに、あらかじめ選挙管理会の指定する次点者をもつて補充する。

2 前項による補充会員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十八條 会長は、総会の議決を経て、日本学術会議の運営に関し、必要な運営規則を定めることができる。

附則
第二十九條 この法律のうち、第三十四條及び第三十五條の規定は、この法律の公布の日から、これを施行し、その他の規定は、昭和二十四年十月二十日から、これを施行する。

第三十條 日本学士院規程(明治三十九年勅令第四百十九号)、学術研究会官制(大正九年勅令第二百九十七号)及び日本学士院会員の待遇に関する件(大正三年勅令第二百五十八号)は、これを廃止する。

第三十一條 従前、日本学士院及び学術研究会において所掌した事務でその廃止の日に残存するも事

は、日本学術会議においてこれを処理する。

第三十二條 第二十四條及び第三十條の規定施行の際、日本学士院規程によつて任命された日本学士院会員は、引き続きこの法律による日本学士院会員となつたものとする。

第三十三條 第一回に選出された会員の任期は、第七條第二項の規定にかかわらず、これを二年とする。

第三十四條 第一回の会員選挙は、第四章の規定に従い、学術体制刷新委員会がこれを行う。この場合において、第四章中「日本学術会議」とあるのは、「学術体制刷新委員会」と読み替へるものとする。

2 日本学術会議の第一回総会は、学術体制刷新委員会委員長が、これを招集する。

3 前二項に要する経費は、國庫の負担とする。

第三十五條 第一回の会員選挙のための選挙管理会は、中央選挙管理会及び地方選挙管理会とする。

2 地方選挙管理会は、各地方区にこれを置き、中央選挙管理会の事務の執行に協力するものとする。

3 中央選挙管理会の委員は百四人とし、学術体制刷新委員会において、これを選定する。但し、うち七人は各地方選挙管理会の委員のうちから一人づつを選定するものとする。

4 地方選挙管理会の委員は、各地方区ごとに十四人以上とし、学術体制刷新委員会地方連絡委員会において、これを選定する。

別表

部別	別表		合計
	全國区定員	地方区定員	
第一部	哲学	4	30
	史学	4	
	文学	4	
	法学一般	2	
	公法学	2	
	民法法学	2	
	刑事法学	2	
	政治学	2	
	経済学	5	
	商学	5	
第二部	数学	1	30
	天文学	1	
	物理学	1	
	地球物理学	1	
	化学	1	
	動物学	1	
	植物学	1	
	地質学	1	
	鉱物学	1	
	地理学	1	
第三部	人類学	1	30
	応用物理学	1	
	機械工学	1	
	電気工学	1	
	造船学	1	
	土木工学	1	
	建築学	1	
	鉱山学	1	
	金属工学	1	
	應用化学	1	
第四部	造船学	1	30
	土木工学	1	
	建築学	1	
	基礎医学	4	
	臨床医学	4	
	公衆衛生学	2	
	歯学	2	
	薬学	3	
	蚕糸学	1	
	畜産学	1	
農業工学	1		
農業経済学	1		
水産学	1		
林学	1		
農藝化学	1		
農学	1		
合計	75	75	150

○森戸國務大臣 日本学術会議法案の提案理由について御説明いたします。この会議は内閣総理大臣の所轄となつてゐるのでありますが、この設立準備事務は文部省が行うことになつてゐるため、ここに私から御説明いたすことになつた次第であります。

さて敗戦後のわが國が、貧困な資源、荒廢した産業施設等の悪條件を克服して、文化國家として再建することにも、世界平和に貢献し得るためには、是非とも科学の力によらなければならぬ。ここには申すまでもございませぬ。

従来わが國の学界を顧みますと、個々の研究においては、すぐれた成果が

部	部名	部員数	合計
第五部	造船学	1	30
	土木工学	1	
	建築学	1	
	基礎医学	4	
	臨床医学	4	
	公衆衛生学	2	
	歯学	2	
	薬学	3	
	蚕糸学	1	
	畜産学	1	
第六部	農業工学	1	30
	農業経済学	1	
	水産学	1	
	林学	1	
	農藝化学	1	
	農学	1	
	農学	1	
	農学	1	
	農学	1	
	農学	1	
第七部	造船学	1	30
	土木工学	1	
	建築学	1	
	基礎医学	4	
	臨床医学	4	
	公衆衛生学	2	
	歯学	2	
	薬学	3	
	蚕糸学	1	
	畜産学	1	
合計	75	75	

必ずしも少いとは言えないにかかわらず、その有機的、統一的発達は十分でなく、全科学者が一致協力して現下の危機を救い、さらに科学永遠の進歩に寄與し得るような体制を欠いていたことは、科学者自らによつて指摘せられていたところであり、ここに就いてわが國従来の學術体制に再検討を加え、全科学者の緊密な連絡協力によつて、科学の振興發達をはかり、行政、産業及び國民生活に科学を反映透させる新組織を確立することが、科学振興の基本的な前提となるのであります。言いかえすれば、科学者の總意の下に、わが國科学者の代表機關として、このような組織が確立されて、初めて科学によるわが國の再建と科学による世界文化への寄與とが期し得られるのであります。この法案制定の理由は、右のような役割を果し得る新組織、すなわち科学者みずからの自主的團體たる日本學術會議を設立するにありするのであります。

次に、この法案の内容を申し上げますと、まず日本學術會議設立の趣旨を明らかにいたしますために、だいたいま申し上げましたような前文が附せられてあるのであります。次に本文に入ります。第一章は、日本學術會議を法律により設立することを明記し、その目的とするところを掲げました。第二章におきましては、日本學術會議が政府の諮問的、審議的機關としての性格を有するが、その活動はあくまで科学者の自主性、独立性に基いて行われることを明記して、その職務及び権限をうたいました。第三章、第四章及び第五章におきましては、日本學術會議は一定の資格を有する全國の科学及び技術

の研究者によつて選挙される会員をもつて民主的に組織されること、その他日本學術會議の構成、その會議等について規定いたしました。次に第六章以下におきましては、日本學士院を碩學優遇の榮譽機關としての性格を明らかにして、日本學術會議に含ませしめること、學術研究會議は、その機能が日本學術會議に吸収されるからこれを廃止すること等を示しました。

以上本法案制定の理由、性格並びに内容の概略を御説明申し上げたのでございますが、この法案は、わが國の新學術体制の立案、企画を目的として昨年八月結成せられた學術体制刷新委員会におきまして、約七箇月にわたる慎重審議を重ねた成果をもといたしまして、ほとんどこれを要するものとなく、政府において立法化したものであります。この意味におきまして、本法案は、わが國科学者の總意を反映して民主的に立案された眞に歴史的なものとして稱し得るのであります。日本學術會議の成立は、全科学者の切望するところであると信じます。何とぞ慎重御審議の上御協賛あらんことをお願い申し上げます。

○清水政府委員 一應かいつまんで成立の経緯を申し上げますと、終戦後學術振興の團體として學士院、學術研究會議、學術振興會議の三團體が、科学を振興せしめ、生産、民政その他に貢獻することがきわめて重要となつてまいりました。そのために政府も全國の科学者も種々研究をいたしたのであります。交部省といいたしても、政

府も種々研究をいたしたのであります。交部省といいたしても、政

りまして、科学者みずからの總意に基いてやるのが最も重要であると思はれましたので、昨年八月新たに學術体制刷新委員会が発足し、全科学者中より百八名の委員をあげ、七箇月におたり慎重審議を続けてまいつたわけであり、その間、米國學術顧問團からの忠告などもありました。かくしてできましたのが、この日本學術會議法案であります。本法案が全科学者の總意に基いたものであるところ、かつてない新しい、日本としては歴史的な學術体制に関する法案であると思ふのであります。従いまして、政府といたしましては、全科学者の總意を尊重いたしまして、訂正することなく答申案通り法文化して、上程いたしました次第であります。

内容を簡単に御説明申し上げますと、第一章は、日本學術會議の設立の趣旨及び目的を規定いたしました。この會議は内閣總理大臣の所管でありまして、わが國の科学者の内外に対する最高の代表機關でありまして、科学の向上發達をはかり、行政産業及び國民生活に科学を反映浸透させることを目的としておるのであります。

第二章は、職務権限を規定いたしました。すなわち、日本學術會議は内閣に所屬してはおりますが「獨立して左の職務を行う」ということになつておりまして、自主的に活動ができるようになつております。その職務といいたしまして、第三條に一、二として掲げてございまして、しかしながら、此の學術會議の活動やその成果を行政面に反映せしめるために、第四條に、政府が此の會議に諮問する事項を掲げ、科学者の總意を十分に活かすようにいたしました

のであります。さらに第五條におきまして、六項目にわたり政府に勧告することができると規定いたしました。第三章は日本學術會議の組織であります。學問の分野に應じて七部に分ち、各部に三十名の委員を置き、合計二百十名で組織されております。そしてこれらの会員をもつて、種々審議を行うほか、常置または臨時の委員会を置きまして審議いたします。なお、日本學術會議に事務局を設け、この仕事を充実に執行することができるよういたしました。

第四章は会員の選挙規定であり、第十七條に選挙権、及び被選挙権の資格を定め、一、二、三と相当高いレベルが要求されております。その第二項におきまして、科学者の定義を定め、科学または技術の研究者たることの証明によつて登録されたものが選挙権を持つことになつております。この登録に基き、民主的な選挙によりまして、二百十名の委員が選ばれることになり、

第五章は會議の規定であります。説明は省略させていただきます。第六章は日本學士院であります。この問題には相當の論議がありました。日本學士院は、日本學術會議の中における碩學優遇の機關でありまして、その会員は現在の百名を百五十名に増し、現在の百名はそのまま、あとの五十名は新たに選定することになつておるのであります。そうしてその新会員と欠員の補充とは、日本學術會議がこれを行うことに規定してあります。この点においては、學士院に相當の反対がありまして、學士院みずからがその選定の任に當るべきだとの強い態度を

とつていたのであります。その他は今日までの學士院を日本學術會議の中に含め、現在の學術研究會議を發展的に解消いたすことになつております。以上、簡単に御説明申し上げます。

○松本委員長 では本日は説明のみに止めまして、次回より質疑に入りまして、次回は月曜日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会をいたします。なお引續いて懇談会を開き、委員会の運営、付託法案の審査方針等について御相談いたしたいと思ひます。

午前十一時四十九分散会

印刷者 印刷局